

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第58回）

優先権の利益を享受するための条件
～他の文献の記載を根拠に優先権が認められるか～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国専利法第35条は優先権主張に関し以下の通り規定している。

第35条

出願人は一件の特許出願において一つ以上の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、その出願の優先権期間は最先の優先日から起算する。

優先権主張出願では、優先日の利益を確保しながら内容を補充することができるが、補充した事項について優先権の利益を享受することができるか否かが問題となることがある。本事件では、後の出願時に追加した構成が、優先日前の文献に既に公知の事項として記載されていることを根拠に、当該追加した構成が優先権の利益を享受することができるか否かが争点となった。

最高人民法院は、文献には当該構成が記載されているものの、当該構成を先の申請内容から当業者が直接的かつ疑いようもなく確定することはできないとして、優先権の利益の享受を認めなかった第1審判決¹を維持した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

InterDigitalは「アップリンクMAC多重化とTFC選択過程とを增強するのに用いられる方法、WTRU及び基地」と称する発明特許200680014600.7(600特許)を所有している。600特許の優先権日は2005年4月29日（第一優先権日）、2005年5月20日（第二優先権日）及び2006年4月21日（第三優先権日）であり、申請日は2006年4月24日、登録日は2013年7月3日である。争点となった請求項1,2及び4は以下の通りである。

“1. 增強専用チャネル（E-DCH：enhanced dedicated channel）上でデータを送信する設備において、

少なくとも一つのサービング許可、及び、少なくとも一つの非調度許可を受信するに用いられる装置を備え、前記少なくとも一つのサービング許可は調度データ送信の許可に用いられ、前記

1 北京知識産権法院2023年10月27日判決（2021）京73行初12426号

2 最高人民法院2025年5月26日判決（2024）最高法知行終126号